

特定計量器の定期検査について

取引や証明に使用する計量器は法律(計量法第19条)により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。

つきましては、下記の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの方は受検されますようお願いします。

※検査場所が「南関旧供給センター」から「南関供給センターJA南関総合支所」に変更となりました。

日時・場所

検 査 日	検 査 受 付 時 間	検 査 場 所
8月18日(月)	10:00～15:00	JAたまな 南関供給センター

(12時から13時までは除きます)

持参物

計量器(質量計等)、手数料(1台あたり500円~2,200円)

検査対象計量器

- ・商店等で商品の売買に使用するはかり
- ・病院、薬局等で使用している調剤用のはかり
- ・学校、病院、保育園等で使用している体重測定用のはかり
- ・農協、漁協等流通物資の集荷、出荷等に使用するはかり
- ・宅配など運送業者等が貨物の運賃算出に使用するはかり
- ・農業、漁業等の生産者が生産物等の売買に使用するはかり

※問合先 まちづくり課商工観光係(☎57-8501)
一般社団法人 熊本県計量協会(☎096-367-7816)
熊本県産業技術センター計量検定グループ(☎096-368-2101)

**南関町交流拠点施設〈ukara〉の
ホームページ開設及び開館時間等のお知らせ**

南関町交流拠点施設〈ukara〉ホームページURL

<https://www.ukara-nankan.jp>

ukaraホームページのQRコード



「開館日／開館時間」

開館日:火～日及び祝日

開館時間:10:00-19:30(予約時21:00)

閉館日：月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）、年末年始他

利用申込:利用予定日の3ヶ月前から申請を行うことが可能です。

申請書は上記のukaraホームページからダウンロード出来ます。

利用料金: 上記のukaraホームページをご覧ください。

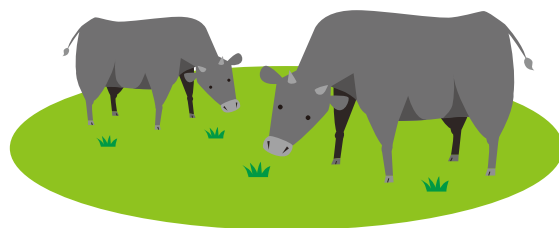
「その他のお知らせ」

南関町住民提案型事業では新たに交流拠点施設〈ukara〉で行う地域活性化活動に関するテーマ設定事業(補助年数及び補助率を優遇する事業)を設けています。

ukaraで地域活性化のために何かやってみたいという方は是非ご検討ください。

**阿蘇の草原(放牧)を活用した畜産経営※を
行う新規就農希望者の募集について**

阿蘇地域振興局では本年度から、阿蘇の草原を活用しながら牧野を維持・管理できる担い手人材を育成するため、草原(放牧)を活用した畜産経営を行う新規就農希望者(研修生)の募集を開始しました。就農を目指す研修生には、農家での技術研修に加え、畜産関係機関が連携した支援・研修を実施し、就農までの道のりを手厚くサポート致します。就農を希望される方は、阿蘇農業普及・振興課までお気軽にご相談下さい。※今回は繁殖牛及び肉用牛経営が対象



『令和6年度南関町住民提案型事業・マルシェ開催事業報告及び
令和7年度同事業募集のお知らせ』

南関町住民提案型事業補助金は、「住民が考え、住民が主体となって、住民のために実施する」様々な公益的な活動に対し、その活動費用の一部を町が助成する制度です。令和6年度は、四角囲みで示した下記の4件が採択されました。

町では、令和7年度中に実施する住民提案型事業の提案をお待ちしています。

募集締切は令和7年7月16日(水)までです。

[令和7年度からの変更点]

- ① 事業収入による補助金の返還要件が無くなりました。
- ② 新たに「交流拠点施設(ukara)で行う地域活性化活動」をテーマ設定タイプ(補助年数及び補助率を優遇する事業)に追加しました。

募集に関する詳細は、町ホームページをご覧ください。

みなさんの自由な発想と視点で、住民の連携を広げていくような、まちに元気を与える事業の提案を歓迎します。自分たちの視点・自分たちの力で色んなまちづくりを創発し、実践してみませんか？

また、令和６年度南関町マルシェ開催事業補助金は丸囲みの３件が採択されました。令和７年度南関町マルシェ開催事業も随時募集中です。

